

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年8月20日
【会社名】	株式会社大光
【英訳名】	O O M I T S U C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金森 武
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	岐阜県大垣市浅草二丁目66番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長金森武は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成27年5月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の売上高及び総資産の金額が当連結会計年度の売上高及び総資産の3分の2以上となることから、当社全体を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、仕入高、買掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

### 記

平成27年2月、当社連結子会社である株式会社マリンドリカにおいて、過去及び当期に行われたナマコ取引に関して不適切な会計処理の疑義が発覚したため、当社は、平成27年3月5日、社内調査委員会を設置し、当初問題視された取引を中心に取引に至る経緯及びその会計処理の妥当性の検証を含めた調査を行いました。

平成27年4月30日、社内調査委員会から調査報告書を受領した結果、過去の売上計上等に関し、取引実体を示す確たる証拠が入手できなかったことが判明したため、売上高の取り消し等の訂正を行い、平成26年5月期第1四半期から平成27年5月期第2四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出するとともに、第64期内部統制報告書（自平成25年6月1日至平成26年5月31日）の訂正報告書を平成27年5月13日付で提出いたしました。

社内調査委員会から受領した調査報告書を基に不適切な会計処理の発生原因を分析・評価した結果、こうした事態を防ぐことができなかった内部統制の不備のうち、当事業年度末日における開示すべき重要な不備は、全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス、業務プロセスにおいて、次のとおりであると認識しております。

### (1) リスク管理の重要性に関する認識の不足

ナマコ取引について、疑念を抱くことなく取引を継続したことは、社内におけるリスク管理の重要性に関する認識が不足していたことが原因であり、取引先の共謀等によって実在性が疑われる不適切な取引のケースについて、リスクとして識別できていなかった点において不備があったと認識しております。

### (2) 株式会社マリンドリカにおける与信管理体制の不備

株式会社マリンドリカでは、仕入管理規程、販売管理規程、与信管理規程及び稟議規程により、仕入先及び販売先の管理を行っておりますが、これらの規程の整備及び運用において、以下の内容で不十分な点がありました。

仕入管理規程及び販売管理規程

新規の仕入先及び販売先の申請について、実態調査や取引条件等の確認を行い稟議規程に基づく決裁を必要としておりますが、仕入先及び販売先のモニタリング等については特に定められておらず、本件訂正の原因となった仕入先及び販売先に対しても、取引開始後のモニタリングが不足しておりました。

#### 与信管理規程

与信管理規程における与信管理の対象は、売掛債権のある販売先であり、仕入先に対する前渡金はかかる与信管理規程の対象とはされておりました。なお、本件訂正の原因となった仕入先については、当社より、前渡金に対する与信管理体制を明確にすることを指導し、株式会社マリンドリカは前渡金管理に対する対応策を定め、管理を行っておりました。

### (3) 当社における子会社管理体制の不備

当社は、グループ会社管理規程、内部監査規程及び内部統制監査規程により、グループ会社に関する管理体制、内部監査及び内部統制監査について定め、子会社管理を行っておりますが、これらの規程の整備及び運用において、以下の内容で不十分な点がありました。

#### グループ会社管理規程

グループ会社管理規程において、グループ会社の取締役会承認事項等の重要事項について、当社の経営会議等への報告が必要な事項として定められておりました。

#### リスク管理規程

当社はリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しており、株式会社マリンドリカの代表取締役社長についても同委員会の委員とし、同委員会において作成した当社グループの企業リスク一覧表に株式会社マリンドリカを対象とするリスクも抽出しておりましたが、取引先の共謀等によって実在性が疑われる不適切な取引のケースに対して十分な確認が行われるようなものでなかった点において、当社のリスク管理体制は十分なものではありませんでした。

#### 内部監査

当社の内部監査室は、当社の内部監査規程に基づき、株式会社マリンドリカの内部監査の実施及び監査結果に基づく改善指示及び助言等を行っておりますが、不正リスクに関する情報共有が不十分であったことから、取引先による架空取引等の当社グループ以外の主導による不適切取引も視野にいたした内部監査を実施することができておりました。

### (4) 株式会社マリンドリカにおける決算・財務報告プロセス及び業務プロセスの不備

#### 決算・財務報告プロセス

決算・財務報告プロセスにおける重要な勘定科目については、勘定科目手順書を作成し、決算作業プロセスを明確にしておりますが、ナマコ取引に関連する売上、仕入、前渡金の勘定科目について勘定科目手順書の内容が不十分であり、重要な虚偽記載の発生可能性を考慮したものではありませんでした。

#### 業務プロセス

重要な勘定科目に係る業務プロセスを評価対象に追加していたにもかかわらず、決算訂正に至った事象の発生に伴い、規程改訂等の管理体制の整備が必要となり、業務プロセスに係る内部統制の整備・運用まで至れなかったため、当連結会計年度における業務プロセスの評価を実施することができませんでした。

当社グループは、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するため、社内調査委員会の提言を踏まえ再発防止策を講じ、当事業年度末時点において実行に着手しておりますが、十分な措置を講じる期間及び運用期間を確保することができなかつたため、上記の全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス、業務プロセスに関連する内部統制の不備が解消したといえる状況に至っていないものと判断致しました。翌事業年度におきましては、再発防止措置の適切な運用を通じて、財務報告に係る内部統制の不備の改善を図ってまいります。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、社内調査委員会による調査の結果特定され、すべて財務諸表に反映しております。

上記の内部統制の不備を是正するため、当社グループが現在取り組んでいる再発防止策は以下のとおりです。

#### (1) リスク管理に関する意識の向上

リスク管理に関する意識の向上のため、リスクマネジメントに関する研修を実施してまいります。

(2) 株式会社マリンドリカにおける社内規程等の整備

株式会社マリンドリカの仕入管理規程及び販売管理規程においては、仕入先及び販売先の実態を把握するため、定期的なモニタリングの実施を規定化いたします。さらに、与信管理規程においては、販売先に加えて仕入先についても当該規程の対象とすることとし、仕入先に対する前渡金等の与信管理を実施してまいります。

(3) グループガバナンスの強化

当社における社内規程等の整備

当社のグループ会社管理規程の改訂を行い、株式会社マリンドリカの取締役会承認事項について、当社の経営会議等への報告を行うこととし、情報の集約化を図ります。また、リスク管理一覧表において、仕入先と販売先が共謀するような例外的な事象について追加いたします。

株式会社マリンドリカに対する管理体制の強化

上記(2)「株式会社マリンドリカの社内規程等の整備」に対応して、その運用を行う体制を整えるために、管理部門の人員の増強を行い、株式会社マリンドリカの管理体制の強化を図ってまいります。

株式会社マリンドリカにおける一定金額以上の仕入取引及び販売取引の当社への報告

株式会社マリンドリカにおける一定金額以上の仕入取引及び販売取引については、事業ごとのスキームを当社の経営会議に報告することとし、会計上の取扱いを含めた確認を行ってまいります。

株式会社マリンドリカに対する内部監査の強化

株式会社マリンドリカにおける前渡金を支払う取引に関して、当社による内部監査を全件実施してまいります。

(4) 株式会社マリンドリカにおける決算・財務報告プロセス及び業務プロセスの整備・運用

株式会社マリンドリカにおける決算・財務報告プロセス及び業務プロセスについて、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価してまいります。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。